

河内町下水道事業経営戦略策定について

平成 29 年 3 月

都 市 整 備 課

1. 公営企業経営戦略策定の要請

公営企業については、保有資産の老朽化に伴う更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により経営環境が厳しさを増しており、経営健全化の取組みが求められている。このような中、平成 26 年 8 月に総務省から、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが要請された。

また、平成 28 年 1 月には「経営戦略策定ガイドライン」が示され、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で集中的な策定が推進された。

2. 交付税措置の要件化

水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置について、平成 29 年度から「経営戦略の策定」を要件とすることとされた。

3. 経営戦略の策定

上記のことを踏まえ、河内町下水道事業においては平成 28 年度に「河内町下水道事業経営戦略」を策定し、経営健全化に取り組むこととした。